

益城町四賢婦人記念館入館料の設定について

生涯学習課 生涯学習係

1. はじめに

博物館施設における入館料等については、次のとおり『博物館法』により定められている。

博物館法第 23 条

「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」

本来ならば益城町四賢婦人記念館は、「博物館に相当する施設」（博物館法第 29 条）として入館料を徴収することはできない。しかしながら、復旧・復興過程の途上において、博物館相当施設を維持管理・運営していくためには、入館料を徴収することが必要である。

また、国天然記念物「布田川断層帯」のガイダンス施設部分については、入館料の徴収はしないが、震災遺構のガイド及び語り部等の派遣・運営・ガイド料の徴収については、観光部局（町産業振興課・商工観光係）により民間組織との連携が図られ、仕組みづくりがなされているところである。よって、今後これら民間運営によるガイド・語り部組織が、四賢婦人記念館を利用する場合には、施設使用料等の徴収も発生するため、これについては別途協議していく。

2. 想定される入館者数

(1) 四賢婦人記念館を目的として来館 9,000 人

入館目的	根拠	入館者数
四賢婦人を目的として	旧記念館の入館者 2,500 人×2（新規開館による効果）【注 1】	5,000
熊本市記念館との回遊性	熊本市記念館の平均入館者 31,000 人の 10%【注 2】	3,100
男女共同参画研修	1 団体 50 人×8 回（新規開館による効果）【注 3】	400
女子教育機関の教育旅行	1 校 100 人×5 回（新規開館による効果）【注 4】	500
	合計	9,000

【注 1】新規開館による効果は、学習漫画との相乗効果も併せて旧記念館入館者の 2 倍とした。

【注 2】熊本市記念館は、「熊本洋学校ジェーンズ邸」が休館中であるため対象から除外した。

【注 3】男女共同参画研修については、年間 4 回程度実施している事業数の 2 倍（新規開館による効果）とした。

【注 4】教育旅行については、関東・関西圏域を想定。（防災・減災教育旅行と併用も想定）

(2) 国天然記念物「布田川断層帯」（杉堂地区）を目的としながら来館 5,000 人

入館目的	根拠	入館者数
震災ミュージアムを見学	震災ミュージアムにおける益城町来訪者 12,000 人の 30%【注 5】	3,600
防災・減災研修	1 団体 50 人×20 回の 50%【注 6】	500
防災・環境学習教育旅行	1 校 100×10 回の 50%【注 7】	500
布田川断層帯の調査研究	H28～30 年度調査研究者 4,000 人の 10%【注 8】	400
	合計	5,000

【注 5】熊本県は、震災ミュージアム（4 市町村の広域連携）の来訪者を 5 年で 24 万人を想定している。

【注 6】H31 年度より関東・関西圏域からの教育旅行誘致が決定。（熊本県観光物産課による）

【注 7】防災・減災研修は、「記憶の継承検討・推進委員会」防災教育部会と連携を図る。

【注 8】調査研究者内訳は、調査実施者 900 人と調査視察者 3,100 人。

3. 入館料について

入館料については、別紙「入館料設定算出資料」を参照。